

被害者の方が利用できる制度

◎被害者連絡制度（警察）

捜査状況、起訴・不起訴等の処分結果等の連絡を受けることができます。

◎犯罪被害給付制度（警察）

特定犯罪の被害者やその遺族の方に、国が一時金として給付金を支給する制度です。

◎被害者等通知制度（検察庁、地方更生保護委員会等）

事件の処分結果、裁判の結果、犯人の出所状況等の通知を受けることができます。

◎検察審査会への審査申立て（検察審査会）

検察官の不起訴処分を不服として申立てをすることができます。

○裁判では次のことができます。

- ・ **優先傍聴制度**
優先的に傍聴することができます。
- ・ **法廷での意見陳述**
書面や口頭で心情や意見をのべることができます。
- ・ **被害者参加制度**
被害者参加人として刑事裁判に参加して意見を述べるすることができます。
- ・ **被害者参加人国選弁護人制度**
被害者参加人は資力が基準以下の場合、無料で被害者参加弁護士の選定を求めることができます。
- ・ **損害賠償命令制度**
有罪判決後、刑事裁判の記録を利用して損害賠償の命令を申し立てることができます。
- ・ **その他**
事件記録の閲覧・コピー等ができます。

被害者支援センターえひめ

被害者支援センターえひめは、犯罪にあわれた方やその家族が苦しみから立ち直り、元の平穏な生活を取り戻すための支援を行っています。

当センターは、愛媛県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、被害者やご家族の同意のもとに、警察からの情報提供により、早い段階から被害者支援を行っています。

まずはお電話ください

相談電話 **089-905-0150**

相談日：火曜日～土曜日

受付時間：午前10時～午後4時

（祝日・年末年始はお休みです）

* 面接相談は、事前予約が必要です。



犯罪被害者支援シンボルマーク
「ギョウとちゃん」

ひとりで 悩まないで

犯罪の被害にあわれた方へ

犯罪・事故の被害者やそのご家族を支援します



V.S.E

愛媛県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 **被害者支援センターえひめ**

電話 **089-905-0170**

FAX **089-905-0160**

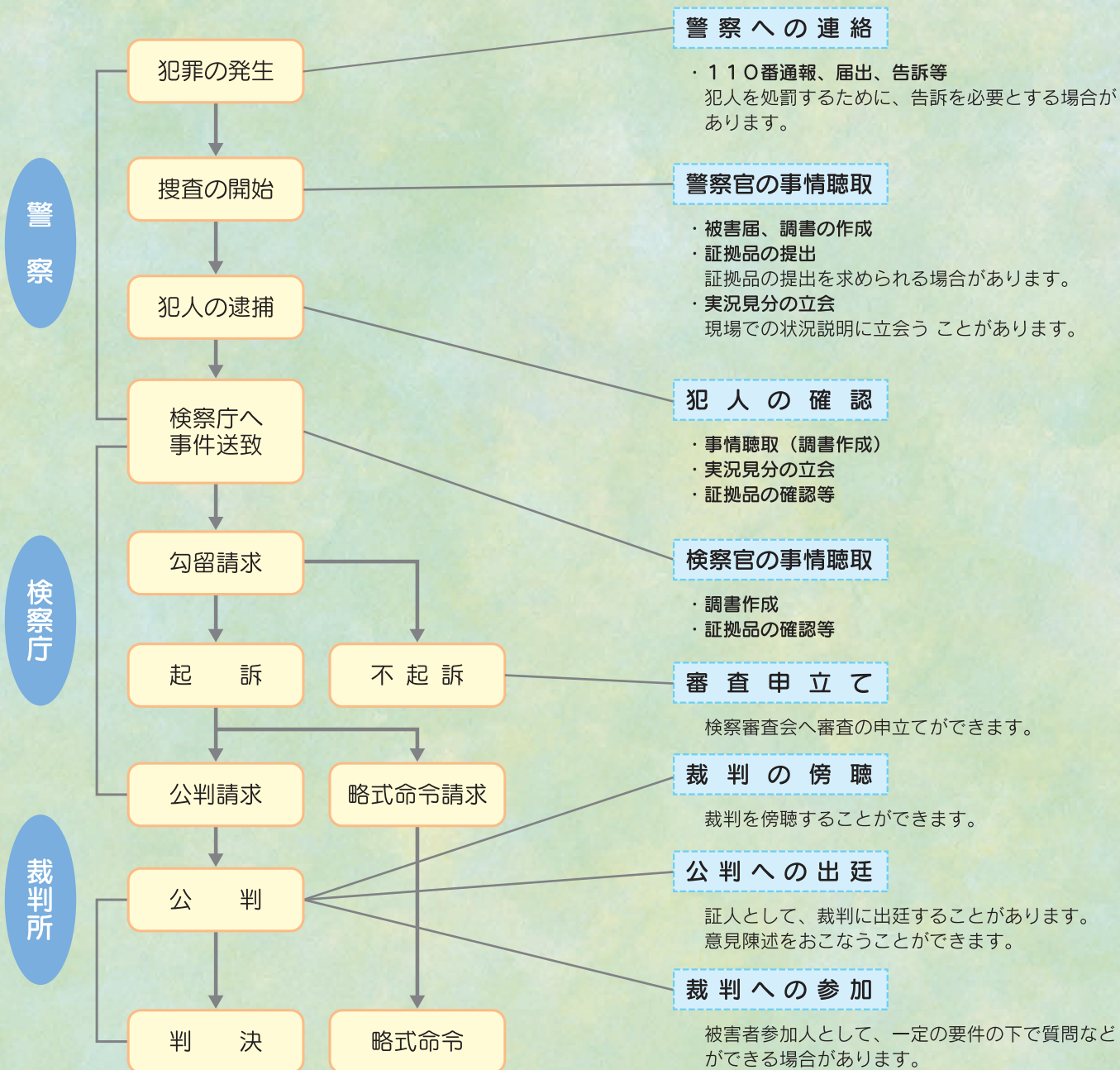
Eメール info@shien-ehime.or.jp

〒791-1114 松山市井門町544番地4

刑事手続の流れ

被害者のかかわり

被害者の抱える様々な問題



犯罪の被害者は、事件後、つらい思いをしながら暮らしています。

身心の不調

事件に遭った精神的ショックにより、心身に不調をきたします。

生活上の問題

医療費の負担や失職、転職、不本意な転居等により経済的に困窮します。

周囲の人の言動による傷つき

周囲の無責任なうわさ話やマスコミの取材報道により精神的な被害を受けます。

加害者からの更なる被害

加害者からの報復危害などの恐怖感や不誠実な言動に苦しめられることもあります。

捜査、裁判に伴う様々な問題

捜査過程や公判の出廷等で時間的な負担や事件を思い出し、つらい思いをします。

センターの支援内容

- ・ 電話相談
- ・ 面接相談
- ・ 弁護士・臨床心理士等の専門的相談
- ・ 警察署・検察庁・病院等への付添い
- ・ 裁判傍聴、裁判所への付添い